

江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量対策として家庭台所から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）の設置者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助する生ごみ処理機器設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）の定めによるほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、市内に住所を有して当該住所に居住し、かつ、市税を滞納していない個人で、販売店等で処理機器(脱水及び粉碎の方法によるものは除く。)を購入して設置し、これを生ごみの減量化、堆肥化のために適切に使用及び管理する者とする。

2 補助の対象となる処理機器は、次に定める要件を満たして設置されるものとする。

種 類		条 件	
家庭用処理機器	堆肥化容器	密封発酵容器	1世帯につき2個まで
		コンポスト	1世帯につき2基まで
	生ごみ処理機		1世帯につき1基まで

備考 密封発酵容器は、容量が11リットル以上のもので、底に溜まった液肥を取り出すためのコック付きの容器とする。

3 過去に補助金の交付を受けた処理機器を買換えるときは、これを購入して設置した日から次の各号に定める期間の経過により使用不能と認められる場合に限り、補助の対象とする。

(1) 密封発酵容器は、3年以上とする。

(2) コンポストは、5年以上とする。

(3) 生ごみ処理機は、5年以上とする。

(補助金の額)

第3条 1基(個)あたりの補助金の額は、次に定める額とする。ただし、10円未満は、切り捨てるものとする。

種類		補助額	限度額	
家庭用処理機器	堆肥化容器	密封発酵容器	購入金額の100%	1,000円
		コンポスト	購入金額の60%	3,000円
	生ごみ処理機		購入金額の30%	20,000円

備考 購入金額は、本体機器に係る金額に限る。

(補助金の交付申請及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1)(以下「交付申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 領収書(購入価格、購入者氏名、購入日、商品名が記載されたもの)の写し
- (2) 購入商品の詳細がわかるもの(製品カタログ等)
- (3) 補助金の受取りに使用する申請者本人の口座の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

(補助金の交付決定及び交付)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものと決定したときは、生ごみ処理機器設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により、交付しないものと決定したときは、生ごみ処理機器設置費補助金不交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、交付申請書兼請求書に基づいて補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができ、既に補助金が支払われているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定者が、法令又はこの要綱等に基づく指示に違反した場合
- (2) 交付決定者が、補助事業に関して、不正又は怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) その他市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、生ごみ処理機器設置費補助金交付決定取消通知書(様式第4)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命ずる場合は、生ごみ処理機器設置費補助金返還請求書(様式第5)により、当該補助金の全部の額又は一部の返還を請求する。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(協力)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて生ごみ処理機器の設置状況の調査等の協力を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に購入する処理機器について適用し、同日前に購入した処理機器については、なお従前の例による。

年 月 日

江南市長 様

申請者 住所
氏名
電話

生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書兼請求書

江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金交付のため、私が属する世帯に属する者の住民登録資料、その他必要な資料について調査し、利用することを承諾します。

なお、補助金の交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでください。

記

1. 購入機種の内容

購入日	年	月	日
メーカー			
商品名			
型式		容量	L
処理方法		購入基（個）数	基（個）
処理機器購入金額	円（消費税込）		

2. 補助金交付申請額（請求額）

補助金額	算出基礎		限度額
円 ※10円未満は切り捨て	密封発酵容器 ※1L以上コック式	購入金額×100%	1,000円
	コンポスト	購入金額×60%	3,000円
	生ごみ処理機	購入金額×30%	20,000円

3. 振込口座（申請者の口座情報をご記入ください。）

金融機関名	銀行 農協 金庫	支店名	本店・支店
フリガナ			
口座名義			
種別	普通・当座	口座番号	

4. 添付書類

- ・処理機器の仕様書（パンフレット）
- ・領収書の写し
- ・補助金の受取りに使用する口座の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

江環器補第 号
年 月 日

様

江南市長 印

生ごみ処理機器設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった生ごみ処理機器設置費補助金については、審査の結果適当と認め、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 注意事項（補助金交付要綱より）

第6条関係 要綱等に基づく指示に違反した場合、補助事業に関して不正又は怠慢その他不適切な行為をした場合や、その他市長が不相当と認めた場合には、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付後であってもその補助金の全部又は一部の返還を請求します。

第8条関係 市が今後実施する生ごみ処理機器の設置状況調査等への協力をお願いすることがあります。

様式第3（第5条関係）

年 月 日

様

江南市長

印

生ごみ処理機器設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった生ごみ処理機器設置費補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付決定理由

年 月 日

様

江南市長

印

生ごみ処理機器設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した下記の生ごみ処理機器設置費補助金について、交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1. 申請品目名

2. 補助金交付決定番号 第 号

3. 交付決定日 年 月 日

4. 補助金交付決定額 金 円

5. 交付決定取消理由

年 月 日

様

江南市長

印

生ごみ処理機器設置費補助金返還請求書

年 月 日付で交付した生ごみ処理機器設置費補助金について、下記のとおり返還請求します。

記

1. 補助金交付決定番号 第 号
2. 請求金額 金 円
3. 納入期限 年 月 日
4. 返還請求の理由